靖国合祀イヤです・アジアネットワーク

安倍首相靖国参拝違憲訴訟・関西

第4回・連続学習会

首相の靖国参拝と私たちの平和的生存権

安倍首相の靖国参拝（2013年12/26）に対し、私たちは２０１４年４月１１日５４６名、９月１８日２２２名、計７６８名の原告で大阪地裁に提訴しました。私たちの訴える被侵害利益中の「平和的生存権」は大事な主張の１つです。「秘密保護法」「集団的自衛権」衆議院選挙の後の沖縄に対するあまりの理不尽な基地建設など･･･。この訴訟は安倍政権のこのような危険な体質に対し、「否」を突きつける訴訟でもあります。

現在弁論は第１回、第２回、第３回と進み２月２３日には第４回が予定されています。いよいよ首相の靖国参拝と私たちの「平和的生存権」についての弁論に入っていきます。この機に小林武さんをお招きし、以下学習会を企画しました。ぜひお集まり下さい。

小林武さんは、名古屋での自衛隊イラク派兵差し止め訴訟において学者証人として出廷し、平和的生存権の権利性を明らかにして、「派兵は違憲」との判決を導いた方です。

第4回連続学習会

－首相の靖国参拝と私たちの平和的生存権－

日　時　２月２０日（金）　午後６時半～

場　所　エル大阪南館102号（地下鉄・京阪「天満橋」西300m）

講　師　小林　武さん（沖縄大学・憲法学）

参加費　５００円

今後の口頭弁論のお知らせ

第4回　**2月23日**（月）　**2**時半～

第5回　**4月10日**（金）**10**時～

どちらも大阪地裁**202**号法廷

裁判傍聴は30分前に正面玄関前集合　抽選あり

2/23裁判終了後すぐ弁護士会館９２０号室で弁護士によるかみ砕き（＝解説）学習会があります。解りにくい裁判所でのやりとりがこれで

「すっきり！！」

無料！

4/10の弁論後学習会の会場は未定です。追ってお知らせ。

靖国合祀はイヤです・アジアネットワーク
大阪市中央区内淡路町１丁目3-11　ｼﾃｨｺｰﾌﾟ上町402号
市民共同オフィスSORA内
FAX　06-7777-4925